

生活支援に関する情報

証明書

り災証明書・り災届出証明書

災害で被害を受けた人に「り災証明(り災届出証明)」の受け付けと発行をします。災害発生から期間が経過した場合、り災原因などの判断ができないことがありますので、早めに申請してください。

●り災証明書

住家・非住家（建物）

●り災届出証明書

建物以外のもの（動産など）

【必要書類】印かん、写真（全景・被害箇所）、位置図、免許証などの本人確認書類、委任状（同居家族でない人）

証明書の発行手数料の減免

援助を受ける手続きに使用する場合は、次の証明書の発行手数料を減免します。

【手数料が減免できる証明書】住民票、印鑑証明書、税証明など

☎市民課 ☎0968(25)7211
各総合支所総務民生課

税の減免

市税の減免

●市県民税・国民健康保険税・固定資産税の減免

被害の程度に応じて減免します。

☎税務課

市民税係 ☎0968(25)7206

固定資産税係 ☎0968(25)7207

徴税係 ☎0968(25)7208

各総合支所総務民生課

災害見舞金・弔慰金など

災害見舞金

住家などが被災された人に、市が見舞金を支給します。

【対象】本市住民基本台帳被記録者

【金額】

●全壊の場合

住家 20 万円以内

非住家 10 万円以内

●半壊（大規模半壊）の場合

住家 10 万円以内

非住家 5 万円以内

【申請方法】り災証明により、市から対象者へ通知します。

災害により死亡された市民のご遺族、負傷し入院治療（7 日以上）を要した人に対し、災害見舞金を支給します。

【支給額】

・死亡の場合 20 万円

・負傷の場合 1 万円

災害弔慰金

災害により死亡された市民のご遺族に対し、災害弔慰金を支給します。

【支給額】

・生計維持者が死亡した場合

500 万円

・その他の人が死亡した場合

250 万円

☎福祉課 ☎0968(25)7213

各総合支所総務民生課

日本財団家屋損害見舞金制度

【対象】全壊世帯・大規模半壊世帯

【金額】1 世帯当たり 20 万円

【申請期限】平成 29 年 3 月 31 日(金)

【申請方法】市から送付する申請書を日本財団へ提出してください。

日本財団弔慰金制度

【支給額】

死亡の場合 10 万円

☎日本財団災害復興支援センター

熊本本部 ☎070(3623)9611

生活再建支援金

被災者生活再建支援制度

住宅が全壊（大規模半壊）の被害を受けた人に生活再建の支援金を支給します。

【対象】全壊・大規模半壊・半壊解体の世帯

【支給額】

●2 人以上の世帯

・全壊または解体の場合

基礎支援金 100 万円

加算支援金 50 万円～ 200 万円

・大規模半壊の場合

基礎支援金 50 万円

加算支援金 50 万円～ 200 万円

●単身世帯

・全壊または解体の場合

基礎支援金 75 万円

加算支援金 37 万 5 千円～ 150 万円

・大規模半壊の場合

基礎支援金 37 万 5 千円

加算支援金 37 万 5 千円～ 150 万円

【申請期限】

基礎支援金 平成 29 年 5 月 13 日(土)

加算支援金 平成 31 年 5 月 13 日(月)

【申請方法】福祉課または各総合支所へ申請書を提出してください。

生活再建資金の融資

生活福祉資金

住宅の補修や臨時に必要な経費を貸し付けます。

【対象】低所得世帯、障がい世帯、高齢者世帯

【限度額】補修 250 万円、臨時に必要な経費 150 万円

【貸付条件】無利子または 1. 5 %

【償還期限】据置 2 年以内、据置期間終了後償還 20 年以内

☎菊池市社会福祉協議会

☎0968(25)5000

住居の確保・再建

被災住家の応急修理

自らの資力では応急修理ができない場合、必要最小限度の修理をします。

【対象】

・住宅が半壊の人（資力がないとする理由書を要する）

・住宅が大規模半壊以上の人

※被災住宅の修理が難しい場合、同一敷地内の納屋や倉庫など改修することで居住可能になる場合も対象となります。

【申請期限】平成29年4月13日(木)

【限度額】1 世帯 57 万 6 千円

☎都市整備課 ☎0968(25)7242

☎福祉課 ☎0968(25)7213

熊本県の民間賃貸住宅借上げ事業

住居の全壊などにより、居住する住宅がない人に県が借上げた住宅を供給

被災者が 1 日も早く日常生活を取り戻すために、役立つ情報や支援制度などを紹介します。

支援を受けるための要件や申請方法など、詳しくは各担当課、各総合支所や事業所などへお問い合わせください。

します。

【対象】り災証明の被害程度が大規模半壊以上で居住できない人（半壊でも条件により可）

【入居期間】最長 2 年

【家賃】無償(光熱水費などは入居者負担)

ユニットハウスなどの貸与

主に農業、畜産業などをなりわいとしていることから、家を離れられない事情がある場合に、住居のみのユニットハウスなどを被害を受けた住宅と同一敷地内に市が設置します。

【対象】り災証明の被害程度が大規模半壊以上で居住できない人（半壊でも条件により可）

【貸与期間】最長 2 年間

☎都市整備課住宅係

☎0968(25)7243

保育・学費など

保育所等保育料の減免

☎子育て支援課

☎0968(25)7214

菊池市奨学資金返還の猶予

☎学校教育課

☎0968(25)7230

医療保険・介護保険

医療機関などでの窓口負担の免除

医療機関などの窓口で、次の①～③に該当する旨を申告することで、平成 29 年 2 月受診分までの一部負担金の支払いを免除します。ただし、10 月受診分以降に関しては支払免除証明書が必要となります。

①住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした

②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負ったり、行方不明である

③主たる生計維持者が業務を休止・廃止した旨や失職して現在収入がない
※①により支払猶予を受けられる場合は、り災証明が必要です。

【対象の医療保険】熊本県全域の市町村国保・後期高齢者医療保険

後期高齢者医療保険料の減免

☎健康推進課国保・医療給付係

☎0968(25)7218

介護保険料などの減免

●介護保険料の減免

●介護サービス利用料（利用者負担）の減免

☎高齢支援課介護保険係

☎0968(25)7215

年金

国民年金保険料の減免など

●国民年金保険料の免除

●学生の国民年金保険料納付の猶予

障害基礎年金・老齢福祉年金・特別障害給付金の支給

障害基礎年金（年金コード 2650・6350）、老齢福祉年金、特別障害給付金の支給停止を解除します。

☎市民課 0968(25)7211

各総合支所総務民生課

☎熊本西年金事務所

☎096(353)0142

農林漁業

農林漁業セーフティネット資金

被災農林漁業者の運転資金を貸し付けます。

【対象】認定農業者、主業農林漁業者、認定新規就農者、集落営農組織

【借入限度額】

①簿記記帳を行っている場合：年間経営費の12/12または粗収益の12/12に相当する額のいずれか低い額

②①以外の場合：1,200 万円

【借入金利】0.10%（貸付当初 5 年間実質無利子）

【償還期限】10 年以内（うち据置期間 3 年以内）

※実質無担保・無保証人での貸し付け

農業経営基盤強化資金

（スーパー L 資金）

被災した農林漁業用施設などを復旧するための施設資金を貸し付けます。

【対象者】認定農業者

【借入限度額】

各総合支所の問い合わせ先

■七城総合支所 ☎0968(25)1000

■旭志総合支所 ☎0968(37)3111

■泗水総合支所総務民生課
(証明書・税・年金) ☎0968(38)2294
(その他) ☎0968(38)2714

●個人の場合

3 億円（複数部門経営などは 6 億円）

●法人の場合

10 億円（常時従事者に応じ 20 億円）

【借入金利】0.10%（貸付当初 5 年間実質無利子化）

【償還期限】25 年以内（うち据置期間 10 年以内）

※実質無担保・無保証人での貸し付け

農林漁業施設資金

果樹の改植、農林漁業施設、共同利用施設の災害復旧に要する費用を融資します。

【対象】農林漁業を営む者、農協・農協連合会など

【貸付金利】0.10%（貸付当初 5 年間実質無利子化）

【借入限度額】負担額の 100% または 1 施設当たり 1,200 万円

【償還期限】15 年以内（うち据置期間 3 年以内）

※実質無担保・無保証人での貸し付け

被災農業者向け経営体育成支援事業
農産物の生産・加工に必要な施設・機械などの復旧経費を支援します。

【対象】農業用施設などが被災した者で、施設の復旧などを行い農業経営を継続する者

【助成費】事業費× 9/10 以内（国・県・市による支援分）

【必要書類】施設・機械などの被害状況がわかる写真。作業を外注する場合の見積書や復旧に要する経費などがわかる書類（すでに外注した場合は見積書・納品書・請求書・領収書など）

☎農政課 ☎0968(25)7221

相談

被災者支援無料出張相談

認定農業者などの担い手の経営再建を支援するため、無料で出張相談に応じます。

【対象】認定農業者、農業法人、地域営農組織（集落営農組織）などの担い手

☎熊本県担い手育成総合支援協議会

☎096(384)3333

